



# 航残して悔い残さず!!

## シリーズ 地籍調査

# ①

### 地籍調査とは

- ・一筆ごとの土地について、所有者等の立会いをお願いし、所有者、地番、地目、筆界（土地の地番境界）を調査するとともに、測量を行い、その結果を「地籍簿」および「地籍図」に取りまとめるものです。
- ・調査後は、一定の手続きを経て、地籍簿および地籍図の写しは、管轄登録所に送付され土地登記簿の記載事項が改められるとともに、今までの公図に代わり、不動産登記法第14条地図として登記所に備え付けられます。



### 地籍調査の目的

- ・現在登記所に備え付けられている簿冊（登記簿）と地図（公図）は明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、面積等が正確でないことが知られています。地籍調査はこのような状況を改善し、土地の正確な位置、境界、地積情報を明らかにすることにより、皆さんの貴重な土地財産を守るため実施します。
- ・このためにも、早期に調査を行うことが求められています。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします！  
疑問等、気になることがありましたら、お気軽に  
産業建設課地籍調査担当 ☎ 82-1222  
までお電話ください。

